

高砂市子ども読書活動推進計画

〈第2期〉

令和3年4月

高 砂 市

目 次

1 計画策定の趣旨

- (1) 子どもの読書環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 読書活動推進に関する動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 本市における子ども読書活動の現状と課題

- (1) 家庭における読書活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 園・学校における読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 地域における読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 子どもの読書アンケート等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3 計画の基本的な考え方

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (6) 計画の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4 読書活動推進のための具体的な取り組み

- (1) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 家庭・学校・地域等における子ども読書活動の推進・・・・・・・・ 10
- (3) 施設等の環境整備、関係機関の連携・協力・・・・・・・・ 12
- (4) 子ども読書活動の普及・啓発、人材育成・・・・・・・・ 14
- (5) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

■ 資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律

1 計画策定の趣旨

(1) 子どもの読書環境の変化

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められています。

一方、情報通信技術(ICT)を利用する時間は増加傾向にあります。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかと指摘もあります。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところであります。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっています。

(2) 読書活動の意義

子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度が培われます。

子どもの育成に読書がもたらす力は、読書環境が変化してもかけがえのないものであり、未来を担う子どもたちにとって、読書は単なる娯楽や趣味の範囲を超えた大きな影響力があります。

(3) 読書活動推進に関する動向

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されるとともに、兵庫県でも「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が平成16年3月に策定、令和2年3月には第4次の改定がされました。

高砂市では、平成27年度に「高砂市子ども読書活動推進計画」を策定し、乳幼児と絵本を結びつけるブックスタート事業の充実や、児童スペース・おはなしのへやなど

子どもの読書環境を完備した新図書館の設置など様々な取り組みをとおして子どもの読書活動を推進してまいりましたが、一方で、子どもの読書離れの傾向が改善されていないことや子どもにとって身近な大人に対する子どもの読書活動の理解と関心を働きかける必要があることなどの課題が残っており、第1期の計画期間は令和2年度をもって満了となることから、令和3年度を初年度とする「高砂市子ども読書活動推進計画」(第2期)を策定することにより、引き続き子どもの読書活動を推進しようとするものです。

2 本市における子ども読書活動の現状と課題

(1) 家庭における読書活動の支援

① 取り組みの状況

本市では、赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときをもつきっかけをつくることを目的として、平成25年4月から、毎月保健センターで行われる3～4か月の乳児保健相談日に乳児及びその保護者を対象にブックスタート事業を実施しています。図書館と図書館ボランティア、健康増進課が協力して、受診者に絵本の読み聞かせをしたり、絵本を展示し手にとって読んでもらったり、平成28年2月からは「絵本(2冊セット)」と「乳幼児のためのブックリスト」の配布を開始し、絵本を通して親子のふれあいをもつことの大切さを伝えています。

保育園・認定こども園・幼稚園では、家庭で読書や読み聞かせができるように、保護者に対して図書の紹介や貸出しをするなど、読書を楽しむことができるような働きかけをしています。

② 家庭における読書活動の課題

家庭は、乳幼児に絵本を読んであげることができる最初の場所であり、愛情をもって絵本を読んでくれる人がいる場所です。家庭がぬくもりや安らぎの場となり、その後の子どもの心の健全な成長を促したり、読書習慣を身に付けたりするうえで、家庭における読書の役割は極めて重要です。

しかし、核家族化が進むなか、保護者の子育てに対する考え方も多様で、子どもたちの置かれている家庭環境は様々です。子どもが読書習慣を身に付けていくうえで、一番初めに影響を受けるのが家庭であり、家庭での読書環境が整備されるよう保護者に対して啓発を行うとともに、家庭での読書活動を推進するための支援を行うことが必要です。

(2) 園・学校における読書活動

① 取り組みの状況

保育園・認定こども園・幼稚園では、子どもたちが興味関心をもったことを調べたり、学んだりできるように常に子どもの身近なところに図鑑や読みたい絵本を設置しています。また、園職員が乳幼児に絵本などを読んであげること、ぬくもりや安らぎの場を提供し、子どもの心の健全な育成を促すとともに、おはなしボランティアと協力して絵本の読み聞かせや素話、わらべうたなどをともにを行い、絵本を通して楽しくお話の世界に出合う機会を作っています。

小学校では、朝の読書の時間を設け、落ち着いて読書する取り組みを行っています。学校図書館担当教諭の指導のもと、図書の貸出しを行ったり、ボランティアグループや保護者、職員による読み聞かせをきっかけとして、発達段階に応じた図書の紹介を行ったりして、進んで読書をする環境を整えています。

中学校では、小学校と同様に、朝の読書の時間を設け、落ち着いて読書する取り組みを行っています。生徒会や図書委員が中心となって、図書の貸出しを行ったり、本の紹介をしたりすることで、読書に対する興味や関心を高める工夫をしています。

②園・学校における読書活動の課題

保育園・認定こども園・幼稚園においては、園内で親子向けの読み聞かせを行える環境を整備することや、豊かな心を育むための指標となる絵本などのリストを用意して活用することが必要です。

小学校においては、朝の始業前に15分程度の読書の時間を設定し、全校児童が一斉に読書をしています。読書の好き嫌いに関係なく、偏ったジャンルの図書を選ぶ傾向があるため、児童が主体的に様々な本を楽しめるよう、教師の工夫のある取り組みもあらためて求められます。

中学校においては、部活動があるため、昼休みしか図書室を開館できませんが、中学校給食が開始されたため、図書室の開館時間の確保がこれからの課題です。

(3) 地域における読書活動

①取り組みの状況

図書館では、蔵書冊数約20万冊のうち、児童書は約5.5万冊あり、全体の約28%を占めています。貸出者数は、児童(小学生以下)が約2.4万人(全体の約13%)、貸出冊数は、児童書が約11.9万冊(全体の約19%)となっています(令和元年度)。親子で読み聞かせに参加できる行事や、わらべうたやストーリーテリングなど内容が豊富なイベントを定期的で開催しており、参加した子どもが本の世界に楽しく出合う機会をつくっています。

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わる人に、読書のきっかけづくりや本を選ぶときの参考になるように、「じどうしつだより」や「おすすめ本リスト」を作成して、新しい本や季節の行事にちなんだいろいろな本の紹介をしています。

また、子ども読書の日やひなまつり、七夕、クリスマス等、さまざまな行事にちなんだ展示を行うとともに、関連する本を集めてコーナー展示もしています。園・学校に対しては、絵本や読み物、図鑑などの図書資料をまとめて貸出しています。(団体貸出サービス)

子どもの身近な場所でより多くの本と出合えるように利用の充実に努めています。

②地域における読書活動の課題

図書館では、全蔵書のうち、児童書の占める割合は約28%あり、他市町図書館と比べて劣るものではありませんが、全体の蔵書冊数は依然として他市と比べて少ない状況です。

開架や書庫には、古い本や傷んだ本などもあり、計画的に購入冊数を増やし、新しい本を揃え、より多くの絵本、児童書を整備する必要があります。また、乳幼児や小学生に比べて、中学生・高校生の利用が少ないため、中高校生の利用促進を図るとともに、今後は対象とするすべての年齢層において利用の拡大を図る必要があります。

毎月実施している定例の読み聞かせ行事への参加者も、各回平均して、それぞれ10人程度とまだ少ないものもあります。回数の増加や効果的に広報を行うことにより、参加者の拡大を図る必要があります。また、子どもたちだけでなく、保護者を対象とした様々な行事やイベントを実施し、子どもたちへの読書活動の大切さを知っていただくことも重要と考えます。

(4) 子どもの読書アンケート等実施状況

この計画の策定にあたって、高砂市における子どもの読書活動の実態を把握するために、アンケートを実施しました。平成26年度は第1期計画策定前に、平成29年度は第1期計画策定後に、令和2年度は第2期策定前に行った調査結果です。

※令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高砂市内の学校は3月3日から5月31日まで休校し、図書館は4月8日から6月4日まで休館したことにより、令和2年7月に実施した子ども読書調査アンケートに少なからず影響があったと分析しています。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなった後に、再度アンケートによる調査が必要と考えます。

①「本を読むことが好き」に「はい、すき、どちらかというとき」と答えた子どもの割合

	平成26年度	平成29年度	令和2年度
小学1・2年生	78.1%	86.6%	70.6%
小学3・4年生	90.9%	91.4%	87.0%
小学5・6年生	85.2%	85.6%	87.3%
中学生	74.4%	82.6%	76.4%

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が3月3日から5月31日まで休校していたため、特に小学1年生においては読書習慣が身についていないと考えます。

②「1か月に本を読む冊数が0冊」と答えた子どもの割合

	平成26年度	平成29年度	令和2年度
小学1・2年生	—	—	—
小学3・4年生	0%	0.2%	1.2%
小学5・6年生	2.0%	5.5%	2.6%
中学生	11.4%	8.7%	6.0%

平成26年度と令和2年度を比較すると、中学生では「本を読む子ども」が増えています。

③「学校以外の図書館に行って、本を読んだり借りたりしたことがある」に「はい、よく、ときどき」と答えた子どもの割合

	平成26年度	平成29年度	令和2年度
小学1・2年生	69.0%	80.3%	66.3%
小学3・4年生	67.1%	71.9%	67.0%
小学5・6年生	52.6%	58.9%	56.0%
中学生	32.3%	42.9%	39.4%

新図書館がオープンした影響により、平成29年度では「学校以外の図書館に行って、本を読んだり借りたりしたことがある」と回答した割合が小学生・中学生ともにかなり増えています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館が休館していたため、低下したと考えます。

④「一週間に何回くらい学校の図書室に行きますか」に「0回」と答えた子どもの割合

	平成26年度	平成29年度	令和2年度
小学1・2年生	—	—	—
小学3・4年生	1.6%	5.0%	1.7%
小学5・6年生	14.4%	23.6%	18.6%
中学生	71.3%	73.6%	66.7%

「0回」と答えた子どもの割合は、中学生では減ってきています。従って、中学生の図書室の利用は徐々に増えています。

⑤市立図書館の子ども児童書貸出冊数

平成26年度	平成29年度	令和元年度
24,677冊	144,444冊	118,811冊

平成28年度に新しい図書館ができたため、平成29年度は非常に増えています。令和元年度は少し減りますが、平成27年度以前の旧図書館と比べてみると、大幅に児童書の貸出冊数は増えています。

3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画は、家庭や地域、学校や図書館など、さまざまなところで、すべての子どもたちがその発達段階に応じて本を読む喜びを味わい、自主的な読書活動を通じて感性豊かに育つ読書環境をつくることをめざします。

『すべての子どもが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境づくり』

(2) 基本方針

①子どもが読書に親しむための機会の提供

子どもが自主的に読書を行えるようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要です。家庭、学校、地域等が継続して協力し合い、子どもが読書を楽しみと感じ、読書活動の意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、読書が日常的な習慣として行われるようにします。また、子どもの発達段階や個性に応じて、本に親しみ、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供し、子どもに読書の楽しさを伝える取り組みを進めます。

②子どもが本と出会うための読書環境の整備・充実

子どもが本に親しみ、読書を通じて豊かな感性や考える力を育むためには、より多くの本と出会う機会や環境が大切になります。子どもが読書活動に興味・関心を持つような本、読書の喜びと魅力を発見できるような本を身近に整えることが重要です。高砂市においては、平成28年に図書館をオープンして、子どもと本との出会いの場を提供し、自分の読みたい本を自由に選べ、いつでも読書を楽しめるようになりましたが、さらに図書館サービスネットワークを拡張し、市内における読書環境作りをさらに充実させていきます。

③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者やまわりの大人たちが広く理解と関心を深める必要があります。子どもは、大人から読み聞かせをしてもらったり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。子どもの読書活動に関わる家庭、学校、地域が相互に連携・協力するとともに、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つよう、さまざまな機会を通じて子ども読書活動の意義・重要性を広く伝え、普及・啓発に努めます。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」の規定に基づいて策定された国の基本的な計画や県の推進計画を基本とし、高砂市総合計画や高砂市教育振興基本計画を踏まえた計画として策定します。

(4) 計画の対象

この計画の対象は、乳幼児から高校生までを中心に、おおむね18歳以下の子どもとします。

(5) 計画の期間

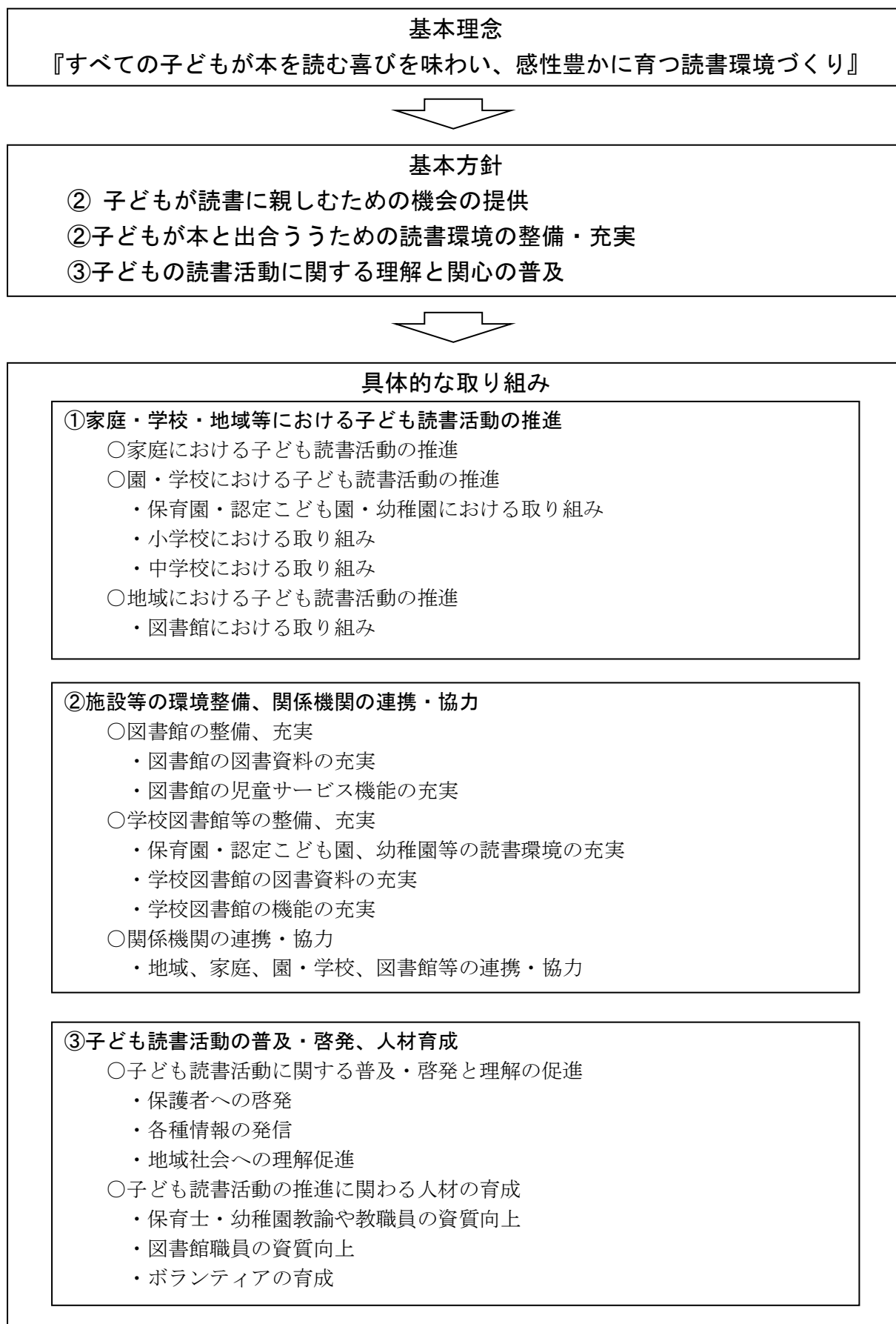
この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(6) 計画の検証

この計画を効果的に推進するため、学校園の図書担当者などによる「高砂市子ども読書活動推進連絡会」を年に1回程度開催し、相互に連携・協力を図りながら、一体となって施策の実施を進めます。また、図書館等で定期的にアンケート調査を行い、子どもの読書活動の状況を継続的に把握し、進捗状況を分析しながら、効果的に計画を推進していきます。

4 読書活動推進のための具体的な取り組み

(1) 計画の体系



(2) 家庭・学校・地域等における子ども読書活動の推進

① 家庭における子ども読書活動の推進

- (ア) ブックスタートを生涯にわたる読書活動の出発点として、図書館ボランティアや健康増進課と協力し、引き続き実施していきます。実施にあたっては、「乳幼児のためのブックリスト」による絵本の紹介やボランティアによる読み聞かせ活動の充実を図るとともに、絵本を介して子どもたちが健やかに育つよう、親子のふれあいの大切さを伝えながら受診者に絵本を贈る活動を継続するなど、ブックスタート事業の充実を図り、乳児期から家庭で絵本に親しむ機会を広げていきます。
- (イ) 乳幼児期において絵本の楽しさと出合ううえで家庭での読み聞かせを行うことが重要であることから、園において、保護者に対し読み聞かせの大切さや意義を広く普及させるとともに、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせの大切さを啓発していきます。

② 園・学校における子ども読書活動の推進

○ 保育園・認定こども園・幼稚園における取り組み

- (ア) 乳幼児期に読書の楽しさと出合うため、乳幼児が絵本や物語などを親しむ活動を積極的に行うよう、園職員への理解の促進を継続して図ります。
- (イ) 保護者に対して、おすすめ絵本リストの情報提供や絵本・児童書の紹介、子供向け行事の案内など、子どもの読書活動推進のための情報を積極的に提供していきます。
- (ウ) 図書の貸出しを促し、家庭と協力して本好きの子どもの育成を図ります。
- (エ) 図書館と連携・協力し、園の図書を修理したり、図書館職員による読み聞かせ会を開催したり、保護者向けの図書館案内パンフレットやおすすめ図書リストなどによる情報提供を行います。

○ 小学校における取り組み

- (ア) 各教科・特別活動・総合的な学習の時間等様々な機会を捉え、学校図書館などの活用を図り、読書に親しむ態度を育成します。
- (イ) ボランティアグループや保護者と連携し、児童の発達段階に応じた読書活動を推進します。
- (ウ) 委員会活動を中心に、児童の自主的な読書に関する取り組みを活性化させるとともに、読書指導の充実を図ります。
- (エ) 図書館との連携を深め、充実した貸出しができるように努めます。

○中学校における取り組み

- (ア) 各教科・特別活動・総合的な学習の時間・朝の読書タイム等を十分に確保し、学校図書館などの活用を図っていきます。
- (イ) 読書に親しむ態度を育成するとともに、読書習慣を身につけさせ、生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ります。
- (ウ) 修学旅行等の体験活動において、事前・事後学習の調べ学習に学校図書館の活用を図るなど、図書を計画的に授業に活用し効果的な学習に役立てます。
- (エ) 生徒にとって魅力的な学校図書館となるよう書架やレイアウトなどの整備に努めます。
- (オ) 委員会活動を中心に、生徒の自主的な読書に関する取り組みを活性化させるとともに、読書指導の充実を図ります。
- (カ) 図書館との連携を深め、団体貸出サービスなどを利用して読書推進に取り組みます。

③地域における子ども読書活動の推進

○図書館における取り組み

- (ア) 来館する子どもとその保護者には、「おはなしのへや」などで行っている読み聞かせイベントなど読書機会を提供し、本を読むことの楽しさや魅力を伝えるとともに、読書を通した保護者と子どものふれあいの大切さを啓発します。おはなしの世界に入り込める環境や雰囲気を構築し、幼い頃から耳や目で本やおはなしの楽しさを味わうことができるよう、読み聞かせ活動の拡充を図り、参加者の拡大を目指します。
- (イ) 図書館で発行している「じどうしつだより」や「おすすめ本リスト」の内容の充実を図るとともに、「おすすめ本リスト」についても、公民館や園などに配布し、広く情報提供を行います。また、図書館のホームページに子ども用のページを定期的に更新し、絵本・児童書の紹介や子供向け行事の案内など、子どもの読書活動推進のための情報を積極的に提供していきます。
- (ウ) 子どもが読書の楽しさを味わうきっかけづくりや読書の習慣化を図るため、読書相談や読書案内の充実を図るとともに、子どもたちのさまざまな相談や調べものに対しても的確に対応し、情報提供を行う体制を整備することにより、子どもたちが主体的に読書や調べ学習に取り組めるよう支援していきます。
- (エ) 読書への興味・関心を高めるために、ひなまつり、七夕、クリスマス等さまざまな季節の行事にちなんだ本の展示や紹介を行い、子どもが本に親しむ機会を提供していきます。
- (オ) 子どもの図書館利用を促進するためには、子どもの図書館に対する興味・関心を高める必要があります。小中学生を対象とした「1日図書館員」などの職場体験や図書館見学の受け入れを行い、子どもたちが実際に図書館業務を体験するこ

とによって、図書館に対する理解や関心を深めるとともに本に対する親しみを持つことができるよう取り組みを進めます。

- (カ) 中学生、高校生の年齢層にあたる青少年を対象としたヤングアダルト向けのブックリストを作成し、中高生へのおすすめ本を紹介したり、中高生が興味・関心を持つようなテーマの本の展示を行います。

(3) 施設等の環境整備、関係機関の連携・協力

① 図書館の整備、充実

○ 図書館の図書資料の充実

- (ア) 図書館が子どもにとって本との出会いや読書の楽しみを知る場となるように、子どもにとって魅力ある蔵書の充実を図り、読書意欲を高められるような資料収集に努めます。
- (イ) 絵本や児童書については、年齢や発達段階に合った本を幅広く選定することにより、子どもたちの読書への興味関心を高めるようにするとともに、新刊本の購入、傷んだ本の買い替え、貸出が多い本の複本整備など、絵本、児童書の蔵書数の拡大を図り、資料の充実に努めます。
- (ウ) 中学生、高校生に読書の楽しみの機会を提供し、読書への関心を深めるために、中高生の興味・関心が高い分野にかかわる図書の収集に努め、中高生に本との出会いの場を提供し、図書館利用の促進や読書活動の推進を図ります。
- (エ) 点字付き絵本・LLブック等の資料収集など、障がいのある子どもの読書活動を支援していきます。また、日本語以外の言語を母国語とする子どもの読書環境を支えるために、外国語の絵本等の資料の収集に努めます。
- (オ) 地域の伝統や文化を尊重し、郷土に誇りと愛着を持つことができる子どもの育成を支援するため、郷土の歴史や文化に関する資料の収集と提供に努めます。

○ 図書館の児童サービス機能の充実

- (ア) 図書館が地域における子ども読書活動の最も身近な施設であることを認識し、子どもが親しみを持ち、楽しみながら読書のできる児童スペースとなるよう、利用の拡大を図ります。
- (イ) 子どもたちが読みたい本を自由に選び、読書の楽しさや学ぶ喜びを得ることができるよう児童スペースの環境を充実させていきます。
- (ウ) 必要な本や資料をすぐに見つけられるように、児童スペースにある子ども用蔵書検索端末において、本の検索機能の充実を図ります。
- (エ) 図書館から離れがちな中学生、高校生に対して、中高生向けの図書の展示や催し、読書案内などを工夫し、中高生を主な対象としたティーンズコーナーの充実

を図り、図書館に対して興味・関心を持ってもらう取り組みを進め、利用の拡大を図ります。

②学校図書館等の整備、充実

○保育園・認定こども園・幼稚園等の読書環境の充実

(ア)園において絵本・図鑑など本の充実を継続して図ります。

(イ)図書室だけでなく、教室やホールなどに本を置き、子どもたちが本をいつでも手に取って読むことができる環境を作っていきます。

○学校図書館の図書資料の充実

(ア)子どもの読書活動をより一層推進していくため、子どもの多様な興味・関心にこたえられる魅力的な図書の充実を図り、望ましい学習環境の整備に努めます。

(イ)各学校の図書の整備状況を踏まえた図書購入計画をたて、効率的に蔵書数を増やし、計画的な「学校図書充足率」の維持を図ります。

○学校図書館の機能の充実

(ア)学校図書管理システムを維持管理し、蔵書検索や読書情報の提供など利便性を向上させ、子どもの学習活動・読書活動推進に努めます。

(イ)各学校間における蔵書等の共同利用化や必要な図書の学校を越えた相互利用の促進・普及等を図ります。

③関係機関の連携・協力

○地域、家庭、園・学校、図書館等の連携・協力

(ア)保育園・認定こども園・幼稚園や小中学校では、読み聞かせのボランティアグループなどと協力して、本の楽しさを園児・児童・生徒に広めながら、豊かな心を育み、知識や考え方を広げていきます。また、家庭とも連携しながら、家読(うちどく)の推進を図り、自主的な読書習慣を育成していきます。

(イ)図書館では、子どもの読書活動を協働して推進するため、図書館職員と学校図書館司書教諭等による図書担当者会を図書館で年に1回程度開催し、情報や意見の交換、選書や蔵書管理などに関する助言、各種連携事業の実施などについて協議し、図書館と学校図書館との連携に努めます。

(ウ)連携協力体制を組織して、図書館職員が保育園・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校等へ出向いて、おはなし会や読み聞かせ、ブックトークなどを実施したり、研修会に講師を派遣したりするなどの支援活動を行います。

- (エ)図書館で開催する読書関連事業への園・学校の参加を呼びかけたり、図書館見学や職場体験学習を実施したりするなど、図書館と園・学校が連携、協力して読書活動推進事業の充実を図ります。
- (オ)図書館が所蔵する資料の効率的な利用を図るために、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等への団体貸出の促進を図り、幼児・児童・生徒の読書活動や学習の支援に努めます。
- (カ)「まちなか図書館サービス」の拡充を図るため、児童・生徒にインターネットから予約した図書館の蔵書を学校に届ける連携サービスを実施します。

(4) 子ども読書活動の普及・啓発、人材育成

① 子ども読書活動に関する普及・啓発と理解の促進

○保護者への啓発

- (ア)子どもの読書活動の基礎を築くためには、乳幼児期から絵本に親しみ、読み聞かせを行うことが重要であることを、出産前後の保護者に対して広く周知することで、意識や関心を高め、家庭での子ども読書活動の促進を図ります。
- (イ)保育園・認定こども園・幼稚園では、保護者向け図書の充実を図り、保護者に読書の楽しさや、子どもへの読み聞かせの大切さを伝えていく機会を提供します。
- (ウ)保育園・認定こども園・幼稚園や小中学校では、家庭とも連携しながら、家読(うちどく)の推進を図り、自主的な読書習慣を育成していきます。

○各種情報の発信

- (ア)保育園・認定こども園・幼稚園では、年齢に応じた乳幼児向けの絵本の案内や紹介を行います。
- (イ)市広報やホームページを活用し、子どもの読書活動の意義や必要性をPRすることにより、子どもの読書活動に対する市民の理解や意識の高揚を図るとともに、各種の情報がよりよく市民に浸透するよう努めます。
- (ウ)図書館では、子どもたちの読書記録を綴る「読書手帳」の発行・配布や読書相談・読書案内を通して、子どもたちが主体的に読書や学習に取り組めるように支援します。

○地域社会への理解促進

- (ア)子ども読書活動の意義について理解を図り、読書活動の重要性について認識を深めるため、図書館において、子ども読書活動をテーマにした講演会や講座などを実施します。

- (イ)「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」にちなんで図書館イベントを開催し、子どもが自発的に本に親しむことができるよう、子どもや保護者をはじめ広く市民に読書活動の普及啓発を推進します。

②子ども読書活動の推進に関わる人材の育成

○保育士・幼稚園教諭や教職員の資質向上

- (ア)子どもたちが読書に興味を持ち、本に親しみを持てるよう、園・学校での読書環境の整備を図ることの意義を理解し、また、積極的な読書指導に取り組めるよう、各種研修会の参加や実践的な研修会の実施など知識・技能の向上に努め、保育士・幼稚園教諭や教職員の資質向上を図ります。

○図書館職員の資質向上

- (ア)子どもと本をつなぐ専門職として、司書の資格を有する職員を配置します。
 (イ)絵本や児童書に関する知識、子どもの発達段階に応じた本への興味や特性、子どもとのコミュニケーション能力など、子ども読書活動に関わる専門的な知識や技能を向上させる内部研修を実施し、職員の資質向上を図ります。
 (ウ)児童サービスに関する専門的な知識、技術を高めるための外部研修に積極的に参加するよう努め、児童サービスの向上と一層の充実を図ります。

○ボランティアの育成

- (ア)子どもの読書活動を支援するボランティアを育成するため、読み聞かせボランティア養成講座を開催し、子ども読書活動推進の担い手を増やすよう努めます。
 (イ)ボランティアグループが実施するスキルアップのための勉強会を支援し、ボランティアの実践力の向上を図ります。

(5)目標

①「本を読むことが好き」に「はい、すき、どちらかというと好き」と答えた子どもの割合

	平成29年度	令和2年度	令和7年度目標
小学1・2年生	86.6%	70.6%	92.0%
小学3・4年生	91.4%	87.0%	96.0%
小学5・6年生	85.6%	87.3%	92.0%
中学生	82.6%	76.4%	87.0%

②「1か月に本を読む冊数が0冊」と答えた子どもの割合

	平成29年度	令和2年度	令和7年度目標
小学3・4年生	0.2%	1.2%	0.0%
小学5・6年生	5.5%	2.6%	0.0%
中学生	8.7%	6.0%	3.0%

③「学校以外の図書館に行って、本を読んだり借りたりしたことがある」に「はい・よく・ときどき」と答えた子どもの割合

	平成29年度	令和2年度	令和7年度目標
小学1・2年生	80.3%	66.3%	86.0%
小学3・4年生	71.9%	67.0%	77.0%
小学5・6年生	58.9%	56.0%	64.0%
中学生	42.9%	39.4%	48.0%

④「一週間に何回くらい学校の図書室に行きますか」に「0回」と答えた子どもの割合

	平成29年度	令和2年度	令和7年度目標
小学3・4年生	5.0%	1.7%	0.0%
小学5・6年生	23.6%	18.6%	12.0%
中学生	73.6%	66.7%	60.0%

※令和2年度のアンケート結果には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による学校の休校が少なからず影響を与えていると考え、令和7年度目標の数値については、令和2年度だけでなく、平成29年度のアンケート結果も参考にしています。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。